

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行(事前計上)



○熱中症に資する現場管理費の補正の試行について、**新型コロナウイルス対策を伴う熱中症予防対策として**、発注時に事前計上を行う場合の補正值の積算方法は以下の通りである。

「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」(令和2年5月14日(令和5年3月13日改訂版)を受けて、新型コロナウイルス対策を伴う熱中症予防対策は、令和5年3月30日までの適用とする。

令和5年3月31日以降に現地作業を行う工事は、真夏日を「日最高気温30度以上」として算定する。

○補正方法

$$\text{補正率 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数 (1.2)}$$

$$\text{真夏日率} = \frac{\text{工期期間の真夏日}}{\text{工期}}$$

- ・ 真夏日：最寄りの気象庁の観測地点における直近過去3ヶ年の日最高気温が28度以上の、5月から10月までの各月毎の平均値(小数3位四捨五入)。対象期間が15日/月以上あれば、平均値の1/2(小数3位四捨五入)を計上。公告時点の開札日から25日間、工期末10日間は除く。
- ・ 工期：工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施行に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の期間の合計。公告時点の開札日から11日目を工期開始日とし、工期末日は特記仕様書による。なお、年末年始6日間、工場製作のみ実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。なお、工期の変更に基づく変更は変更工期に合わせて上記の発注時点の計上方法にて行う。
- ・ 注意点：事前計上を実施した場合は、真夏日の実績に基づく精算変更は行わない。検査時期の前倒しや工事製作期間の変更など、当初発注時と期間が異なる場合については、受発注者間で協議を行い工期及び真夏日の期間変更を行うことができるものとする。施工時期、工事期間等による補正(寒冷地補正、緊急工事)との重複もあわせて補正率は2%を上限とする。直近過去3ヶ年は、公告日の暦年前3ヶ年とする。

事前計上を行う場合の計算例

- ・開札予定日 R3年6月15日、工期末日R4年2月24日の場合
- ・〇〇气象台における過去3ヶ年の平均の真夏日の日数(H30年からR2年の3ヶ年平均)

5月	6月	7月	8月	9月	10月
8.33	17.67	25.67	31.00	21.33	3.33

- ・計算上の工期開始日

6月15日から11日後・・・6月25日

- ・真夏日の対象期間

6月25日から15日間を除く・・・7月10日から

2月24日から遡って10日間を除く・・・2月14日まで

- ・真夏日の日数

7月は15日間以上期間があるため、0.5ヶ月分、8月～10月は各1ヶ月分が対象

7月分・・・ $25.67/2=12.84$ (小数3位四捨五入)

$12.84(7月)+31.00(8月)+21.33(9月)+3.33(10月)=68.50$ 日

- ・工事期間日数

6日(6月) + 31日(7月)+31日(8月)+30日(9月)+31日(10月)+30日(11月)

+28日(12月)+28日(1月)+24日(2月)=239日

(年末年始6日間を除く)

- ・真夏日率の算定

真夏日の日数(68.50日) ÷ 工期(239日) = 0.2866 → 0.29 (小数3位四捨五入)

- ・補正率の算定

真夏日率(0.29) × 1.2 = 0.348 → 0.35 (小数3位四捨五入)